

住 安 第 1009 号
平成 25 年 4 月 12 日

公益社団法人 静岡県建築士会 会長 様

静岡県くらし・環境部
建築住宅局建築安全推進課長

用途地域の指定のない区域内における建築物の容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの制限を定める区域の指定と数値の決定について

このことについて別紙のとおり東遠広域都市計画区域（掛川市）において区域の指定と数値の決定をし、平成 25 年 4 月 5 日から施行となりましたのでお知らせします。

なお、詳細については担当までお問合せ下さい。

担当：建築安全班 勝間田

電話：054-221-3079

FAX：054-221-3567

Mail：kenchikuanzen@pref.shizuoka.lg.jp